

学校施設使用上の注意事項について(共通)

学校開放担当

1 来校時の注意事項

- ・学校敷地内へは指定された入口から入ってください。
- ・来校は原則徒歩とします。**自動車・バイクでの来校は禁止**です。自転車での来校が可能な学校の場合は、指定された駐輪スペースにきちんと並べて駐輪してください。
- ・靴箱・傘立ては、指定された場所のものを利用してください。
- ・団体責任者は主事室に「団体登録証」を提示し「杉並区立学校施設使用申請書③」を提出後、利用場所へ移動してください。
- ・できるだけまとまって来校するようご協力をお願いします。
- ・体育館（アリーナ）、校庭、開放会議室等へは、指定されたルートを通り移動してください。

2 使用時の注意事項

- ・更衣室がある学校は指定された更衣室を利用してください。貴重品は持ち込まないようお願いします。
- ・室場ごとに指定された場所のトイレを使用してください。
- ・体育館（アリーナ）のステージには立ち入らないでください。
- ・体育館（アリーナ）の器具庫には、私物は置かないでください。
- ・空調機の利用に当たっては、「杉並区立学校屋内運動場空気調和設備（エアコン）利用基準」（別紙参照）に基づき、団体（利用責任者）にて利用の可否をご判断いただき、利用する際は施設管理員にもひと声おかけいただきますようお願いいたします。
なお、冬期の利用について、体育館（アリーナ）を運動施設として使用する場合は、原則として空調機は 利用しないものとしています。
- ・床を傷つける可能性のある履物での活動はできません。
- ・**使用許可された施設以外へは絶対に立ち入らないでください。**

3 使用後の注意事項

- ・利用終了時は、利用した備品等を元の位置に戻し、清掃や消灯等の点検を行ってください。
団体責任者が主事室の施設管理員に声をかけてください。
- ・利用終了後の学校付近でのミーティングや喫煙等は、近隣にご迷惑をおかけすることになりますので、ご遠慮ください。

4 その他注意事項

- ・学校敷地内では水分補給を除き、飲食はしないでください。
- ・**活動中に出たごみは、学校内のごみ箱に捨てず、各団体が持ち帰るようお願いします。**
- ・校舎内は土足や裸足での移動は厳禁です。必ず室内履きに履き替えてください。
- ・学校内の撮影はご遠慮ください。
- ・利用上の基本的事項は「杉並区の学校開放（登録団体開放及び一般目的外使用の手引き）」をご確認ください。

杉並区立学校屋内運動場空気調和設備 (エアコン) 利用基準

平成 31 年 3 月 27 日
杉教第 10781 号

令和 5 年 3 月 1 日杉教第 11159 号

(目的)

第 1 条 この基準は、杉並区立学校の屋内運動場に設置されている空気調和設備（以下「エアコン」という。）を利用する際の基準を示し、適正な利用を図ることを目的とする。

(対象範囲)

第 2 条 この基準の対象は、エアコンが設置されている杉並区立学校の屋内運動場とする。

(環境教育の推進)

第 3 条 エアコンの利用に当たっては、「杉並区立教育機関環境方針」（平成 14 年 9 月 3 日策定）に基づく環境教育を推進し、エアコンの適正な利用について児童・生徒及び学校開放利用者（以下「児童等」という。）の理解を求めるよう努めるものとする。

(利用基準)

第 4 条 エアコンの利用は、次のとおりとする。

(1) 夏期の利用基準

ア 利用期間

6 月 1 日から 9 月 30 日までの期間とする。

イ 利用条件

運動施設として利用する場合（学校開放を含む。）、儀式・催事等の用途で利用する場合ともに、可能な限り窓及び扉を開けたにもかかわらず、室内温度が摂氏 28 度を超えていること。

ウ 設定温度

室内温度は、摂氏 28 度を目安に設定すること。

エ 留意点

利用に当たっては、児童等の健康を考慮し、教員（学校開放にあつては、利用責任者をいう。以下「教員等」という。）が適正な温度管理を行うこと。なお、屋内運動場を使用しない時間帯は、儀式・催事等の事前運転を除き、電源を必ず切ることとする。

(2) 冬期の利用基準

ア 利用期間

12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。ただし、入学式の用途で利用する場合は、この限りでない。

イ 利用条件

(ア) 運動施設として利用する場合（学校開放を含む。）は、原則として利用しないものとする。ただし、児童等の健康管理上必要な場合は、適正な温度を教員等の管理の下、利用できることとする。

(イ) 儀式・催事等の用途で利用する場合は、可能な限り窓及び扉を閉めたにもかかわらず、室内温度が摂氏 19 度未満であること。

ウ 設定温度

室内温度は、摂氏 19 度を目安に設定すること。

エ 留意点

利用に際し、必要がある場合は、事前の暖気運転を行うことができることとする。また、屋内運動場を利用しない時間帯は、事前の暖気運転を除き、電源を必ず切ることとする。

オ その他

杉並区立済美養護学校の冬期利用基準については、別に定める。

(3) その他の利用基準

ア 気象警報・注意報、大気汚染注意報等発令時、震災救援所開所時等の児童・生徒その他の利用者の健康を考慮し、エアコンの利用が必要と校長又は利用責任者が判断した場合は、前2号の規定にかかわらず、適宜エアコンを利用すること。

イ エアコンの利用は、児童等の健康を考慮し、適正な温度管理を行うこと。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月1日杉教第11159号）

この基準は、令和5年3月1日から施行する。